

「さっぽろ圏 e 旅ギフト」の発行を開始しました！  
～北海道初！さっぽろ圏11市町村で「旅先納税<sup>®</sup>」を導入し、  
共通返礼品として電子商品券を発行～

このたび、公益社団法人北海道観光振興機構(会長 小金澤 健司。以下、HTO)は、さっぽろ連携中枢都市圏(※1)内の11市町村(札幌市、小樽市、岩見沢市、江別市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、南幌町、長沼町)と連携し、「旅先納税<sup>®</sup>」および「さっぽろ圏 e 旅ギフト」の取り組みを本日スタートすることとなりましたので、お知らせします(※2)。

「旅先納税<sup>®</sup>」および「さっぽろ圏 e 旅ギフト」は、株式会社ギフトィが提供する「e 街プラットフォーム<sup>®</sup>」を採用します。旅行者等が旅行前・旅行中にふるさと納税を行うと、返礼品として電子商品券(名称:さっぽろ圏 e 旅ギフト)がお手持ちのスマートフォンに即時発行され、エリア内の加盟店で利用できるサービスです。HTOは、本サービスにおいて加盟店募集および管理業務、精算業務、プロモーション等を行います。

今回の「旅先納税<sup>®</sup>」は、複数の自治体が広域で連携し共通の返礼品を発行する仕組みを採用しており(※3)、2022年11月に開始された京都府北部7市町での「旅先納税<sup>®</sup>」に続き、全国で2例目となり、北海道では初となります。

HTOは、周遊観光の促進によるさっぽろ連携中枢都市圏の地域経済活性化のため「旅先納税<sup>®</sup>」および「さっぽろ圏 e 旅ギフト」の導入により、観光関連事業者とともに旅行者の皆様へ新しい旅のスタイルを提供してまいります。

※1) 詳細は札幌市公式ホームページよりご確認ください

<https://www.city.sapporo.jp/kikaku/renkeichusu/top.html>

※2) この事業は観光庁の「R5 年度地域と一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業(面的DX化)」の採択を受けています

※3) 寄附先の自治体は寄附者が自由に選択可能です

## 記

### 1. 「さっぽろ圏 e 旅ギフト」の概要

- ①入手方法: 11市町村へのふるさと納税の共通返礼品として発行
- ②寄附金額: 10,000円から最大3,000,000円まで(各市町村により異なります)
- ③返礼率: 寄附金額の30%を電子商品券「さっぽろ圏 e 旅ギフト」として返礼
- ④利用施設: 11市町村内の加盟店(宿泊施設、飲食店、アクティビティ等の事業者)
- ⑤利用期限: 寄附いただいた日の180日後
- ⑥その他: さっぽろ圏11市町村に在住されている方は本事業によるふるさと納税は行えません

### 2. HTO 公式サイト

<https://www.visit-hokkaido.jp/etabigift/>

以上

#### <報道関係の皆様へのおお願い>

標記内容について、貴媒体にてご掲載いただけましたら、お手数ですが、下記担当者まで掲載紙面等を共有いただきますと幸いです。

#### <本件に対するお問い合わせ>

公益社団法人北海道観光振興機構(HTO) マーケティング部  
統括部長 堀 則之(n.hori@visithkd.or.jp)  
札幌市中央区北3条西7丁目1-1緑苑ビル1F  
電話:(011)231-0941

